

指定金融機関制度についてのQ & A

1. 「株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令」について

Q1) 業務規程には「監査の実施に関すること」を記載するとされているが、この監査は、金融機関の通常の与信管理体制に関する監査との理解でよいか。【省令第5条第1号ハ】

A) 「監査の実施に関すること」は、危機対応業務に係る監査のことを指しており、通常の与信管理体制に関するもののほか、危機対応業務を適正かつ確実に実施する観点から必要な事項に関するものも含まれるものと考えております。

Q2) 業務規程には「危機対応業務を行う地域に関すること」を記載するとされているが、地域を限定して危機対応業務を行うことは可能なのか。【省令第5条第1号ニ】

A) 危機対応業務を行う地域については、各指定金融機関がそれぞれ決定するものであり、業務規程に記載していただくことによって、地域を限定して危機対応業務を行うことも可能となります。

Q3) 業務規程には貸付け等の種類、貸付け等の相手方、貸付け等の対象となる資金等を定めるとされているが、どの程度具体的な記載が必要か。【省令第5条第2号】

A) 業務規程は、指定金融機関が行う危機対応業務の実施要領となるものであり、法令上、危機対応業務を適正かつ確実に遂行するために十分なものであることが求められます。業務規程の記載内容については、これらの趣旨を踏まえてご検討いただくことになるものと考えております。なお、業務規程の例もウェブサイト公表しておりますので、併せてご参照下さい。

Q4) 危機対応業務の都度の実施内容については、業務規程に定めた範囲内で個別に判断することは可能か。例えば、危機対応業務を行う地域について業務規程では「全国」と規定したうえで、「今回の危機対応業務は首都圏のみで実施」とすることは可能か。【省令第5条第2号】

A) 危機対応業務の都度の実施内容を指定金融機関の都合で変更することは、利用者の混乱を招く恐れがあることに留意する必要があると考えます。

しかし、例えば大規模災害により支店等が倒壊し、その地域での危機対応業務の遂行が不可能な事態になった場合等は、法律等に定める危機対応業務の休廃止の手続を経たうえで、危機対応業務の実施区域を縮小するなどの対応をとることはできるものと考えております。

Q5) 業務規程には「貸付け等の手続及び審査に関する事項」を記載すると規定されているが、危機対応業務として行う貸付け等の審査基準や貸付け条件は、債務者の信用状況に応じ、金融機関が一般の与信審査・手続に準じて定めるとの理解でよいか。【省令第5条第2号ホ】

A) 危機対応業務として行う貸付け等の審査基準及び貸付条件等については、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から受ける信用供与によるリスク軽減効果を踏まえたうえ、各指定金融機関において定められるものと考えております。

2. 「指定金融機関の指定及び監督に関する指針」について

Q6) 「指定金融機関の指定及び監督に関する指針」とは、どのようなものか。【指針第一関係】

A) 「指定金融機関の指定及び監督に関する指針」は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）等の規定に基づく指定金融機関の指定及び監督に関する実施細目を定めたものであり、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の適正かつ確実な運営を確保することを目的としています。

本省担当課室、また主務大臣の委任を受けて指定金融機関事務の一部を実施する各地方支分部局は、当該指針に基づき指定金融機関の指定及び監督に係る事務を実施します。

Q7) 「危機対応業務を行おうとする地域」とは、危機対応業務を行うにあたり、その対象者を限定する（例えば、危機認定された地域に事務所・工場等を保有する企業等）ための地域ということによいか。【指針第三. 3（1）関係】

A) 「危機対応業務を行おうとする地域」とは、指定金融機関が危機対応業務を行おうとする地域（業務実施区域）のことを指します。

Q8) 指定金融機関の融資等の業務において、手形の引受けや貸付債権の譲受け等が通常行われていない場合、通常より迅速な対応が求められる危機対応業務において、手形の引受けや貸付債権の譲受け等が実施されることは考えにくい。このような判断がある場合、業務規程に記載する「危機対応業務として行う特定資金の貸付け等の種類」として、手形の引受けや貸付債権の譲受け等を掲載しなくても差し支えないか。

あるいは、業務規程にはあらゆる可能性を考慮して業務を掲載するが、利用者の資金需要に迅速に対応するため、通常実施している貸付けや手形の割引等を選択し、結果的に手形の引受けや貸付債権の譲受け等は行われないうこととなる運用がよいか。【指針第三. 3（2）関係】

A) 業務規程においては、必ずしも法第2条第5号に危機対応業務として掲げる全ての業務を定めて頂く必要はありません。

各金融機関が日常的に行う業務の範囲等を踏まえ、危機対応業務として行うことが可能であることを定めていただくものと考えております。

Q9) 危機対応円滑化業務による信用の供与の中の「公庫からの資金の借入」につき、指定金融機関からの具体的な借入申請方法・時期や借入条件、公庫が貸出を行うにあたっての基準等はどのようなものか。【指針第三. 3 (3) 関係】

- A) 危機対応円滑化業務による信用の供与の詳細につきましては、法第15条の規定により作成・公表されている「危機対応円滑化業務実施方針」で定められておりますので、そちらをご参照下さい。当該方針については、公庫のウェブサイト (<https://www.jfc.go.jp/n/company/fc.html>) において公表されております。

Q10) 業務規程に公庫からの信用供与の内容として、「公庫からの資金の借入」及び「公庫による損害の担保」並びにこれらに関する「公庫からの利子補給」を記載した場合、指定金融機関は個別案件ごとに「公庫からの資金の借入」と「公庫による損害の担保」のいずれかを選択することができ、一案件において両者を併用することはできないとの理解でよいか。【指針第三. 3 (3) 関係】

- A) 信用供与の方法として、「公庫からの資金の借入」及び「公庫による損害の担保」の両方を併用することは妨げられておりません。
その場合は、資金の借入れ及び損害担保について、それぞれ所要の手続を取ることが必要となります。

Q11) 業務規程に公庫からの信用供与の内容として記載する「公庫からの資金の借入」又は「公庫による損害の担保」に関する「公庫からの利子補給」は、指定金融機関の判断により受けても受けなくてもよいとの理解でよいか。【指針第三. 3 (3) 関係】

- A) 利子補給金の受給の有無については、各指定金融機関の判断となります。利子補給金の受給を受ける場合は、所要の手続が必要となります。

Q12) 添付書類として提出するとされる指定の申請に関する意思の決定を証する書面につき、担当役員の決裁による等、議事録を作成していない場合の取り扱いはどのようにしたらよいか。【指針第三. 4 (2) 関係】

- A) 取締役会又は理事会の議事録等は、例として掲げているものです。指定の申請を行うことについて、組織的な決定が行われたことが分かる書面であれば、議事録に限りません。

Q13) 業務規程に危機対応業務の実施体制として記載する「人的構成・体制の整備」はどの程度のものを求めているのか。

また、大規模災害等には、決済業務・預金業務等のインフラの整備に優先的に人員を配置する対応を行う場合があるが、危機対応時の業務の優先順位は金融機関に委ねられるとの認識でよいか。【指針第三. 5 (2) 関係】

A) 「人的構成・体制の整備」については、法第16条第5項第3号に規定する要件を満たす水準であることが求められることとなります。

また、大規模災害時における金融機関の業務の優先順位は、一義的に当該金融機関の判断に委ねられるものと考えますが、指定金融機関には、危機対応業務を適正かつ確実に遂行することが求められることに留意が必要です。

Q14) 業務規程に危機対応業務の実施体制として記載する「金融機関の監査担当部門において、当該金融機関が行う危機対応業務を監査することとしていること」とは、指定金融機関における通常の与信に対する監査と同等の監査が実施されていけば問題ないという理解でよいか。

実務上、指定金融機関における通常の与信と同時に危機対応業務で対応した与信の監査も実施することが考えられるが、問題は無いという理解でよいか。【指針第三. 5 (2) 関係】

A) 危機対応業務の監査をどのような方法（監査基準・監査時期等）で実施するかについては、原則として各指定金融機関の判断に委ねられるものと考えます。

なお、危機対応業務の与信に係る監査については、法令上、特段の定めを置いておりませんので、指定金融機関における通常の与信に対する監査と同等の監査を行うことが想定されます。

Q15) 業務規程に危機対応業務の実施方法に関する記載をするに当たっては、危機対応業務開始以降において、危機対応業務の目的に合致する資金需要に対し、通常の融資等によって資金需要に応えるか、危機対応業務によって資金需要に応えるかは、指定金融機関の判断に委ねられるとの理解でよいか。

利用者からの相談をよく聴き、融資等の申込案件を十分検討したが、危機対応業務によっても融資等ができないと判断される場合は、融資等の申込を拝辞して差し支えないか。【指針第三. 5 (2) 関係】

A) 危機対応業務の目的に合致する資金需要に対し、通常の融資等によって資金需要に応えるか、危機対応業務によって資金需要に応えるかは、顧客の要望等を考慮して指定金融機関が判断することとなります。

また、危機対応業務については、公庫による一定の信用供与を前提に指定金融機関が自らのリスク判断で貸付けを行う仕組みであることから、危機対応業務に係る融資等の可否の判断は指定金融機関において行うこととなります。

Q16) 業務規程に危機対応業務の実施方法として記載する「特定資金の貸付け等の種類ごとにその条件を定めていること」については、指定金融機関における通常の与信判断で問題ないという理解でよいか。利率については、金融機関所定の利率との認識でよいか。審査基準、貸付条件は、債務者の信用状況に応じて、民間金融機関が通常と同様の与信審査、手続を実施できるという理解でよいか。【指針第三. 5 (2) 関係】

A) 危機対応業務については、公庫による一定の信用供与を前提に指定金融機関が自らのリスク判断で貸付けを行う仕組みであることから、危機対応業務に係る融資等の可否の判断は指定金融機関において行うこととなります。

従いまして、審査基準、貸付条件等は、危機対応円滑化業務実施方針に反しない範囲で各指定金融機関が定めることとなります。

危機対応業務に関する利率についても、公庫からの信用補完措置等を勘案し各指定金融機関が決定することとなります。

Q17) 業務規程に危機対応業務の実施方法として記載する危機対応業務の委託について、特定資金の貸付け等に係る契約書類の管理・保管等の事務を委託することは、「事務の委託」であり中核的業務に該当しないという理解でよいか。【指針第三. 5 (2) 関係】

A) 中核的業務としては、主に特定資金の貸付け等を内容とする契約の締結の代理又は媒介、特定資金の貸付け等に係る審査業務等を想定しております。

単に契約書類の管理及び保管のみを行う業務については、中核的業務には含まれないものと考えております。

Q18) 危機対応業務を行うに当たり、責任者及び統括責任者が有していることが求められる適正かつ確実に遂行することができる知識と経験とは、指定金融機関が通常行っている融資等の業務知識及び業務経験と解してよいか。

危機対応業務遂行のための特別な体制整備や人員配置を行わず、営業店の融資業務等を担当している部署が、危機対応業務も担い、通常の融資業務等と併せて危機対応業務を遂行することは差し支えないか。【指針第三. 5 (3) 関係】

A) 危機対応業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験とは、危機対応業務として行おうとしている業務であって、指定金融機関が通常行っている業務に係る知識・経験を指します（例えば、危機対応業務として特定資金の貸付けを行おうとする場合には、責任者及び統括責任者が通常の融資業務に係る知識及び経験を有しているかということ審査することとなります。）。

また、責任者、統括責任者及び危機対応業務の担当者については、法令上、専任で置くことを求めておりませんので、他の業務と兼務することを妨げるものではありません。

Q19) 監督業務に適切に反映させるとしている検査部局が実施した指定金融機関に対する検査結果とは、どのようなものが想定されているのか。【指針第八. 1 関係】

A) 検査結果を監督業務に反映させることとしては、例えば、検査において危機対応業務の適正かつ確実な実施に問題があると認められる指摘があった場合に、監督部局が当該指摘事項の改善についてフォローアップを行っていくこと等が想定されます。